

第3次ニセコ町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成25年度～平成29年度

平成25年4月

北海道ニセコ町

目 次

第1章 基本的事項

- 1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 具体的な取組

- 1. 太陽光発電、地中熱等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・・・ 5
- 2. 施設整備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4. その他取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 推進・点検体制

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のまへの措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。ニセコ町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成23年度とし、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

目標年度については、平成29年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、ニセコ町が行う事務・事業とし、町長部局、教育委員会、議会事務局、農業委員会を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

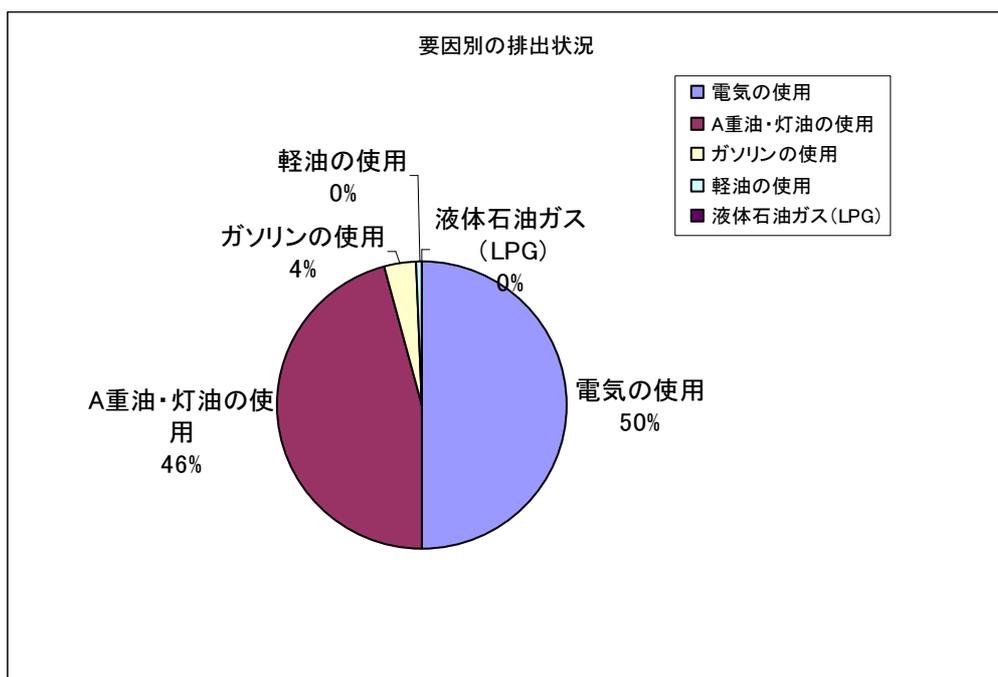
ニセコ町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,457,885 kg-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,457,885 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成23年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から提供される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の50%を占め、次いで灯油の使用が24%、A重油の使用が22%で全体の96%を占めている。

燃料等	使用量	単位	二酸化炭素排出量 (kg-co ₂)	割合
ガソリン	22,832	リットル	53,008	3.6
軽油	2,764	リットル	7,145	0.5
灯油	137,868	リットル	343,221	23.5
A重油	120,302	リットル	325,974	22.4
LPガス	273	リットル	818	0.1
電気	2,061,527	kwh	727,719	49.9
合計	—		1,457,885	100.0



3. 削減目標

平成23年度を基準年として、計画の最終年度である平成29年度の二酸化炭素排出量を、10%削減することを目指す。

区分	基準年度 (H23) 排出量	削減目標	目標年度 (H29) 排出量
二酸化炭素 (CO ₂)	1,457,885 kg-CO ₂	10%	1,312,097 kg-CO ₂

各項目別のCO₂排出量と目標

	基準年 (H23年度)		目標値 (H29年度)		削減量	
	使用量	co2 排出量 (kg-co2)	使用量	co2 排出量 (kg-co2)	使用量	co2 排出量 (kg-co2)
ガソリン	22,832 <small>リットル</small>	53,008	20,549 <small>リットル</small>	47,707	2,283 <small>リットル</small>	5,301
軽油	2,764 <small>リットル</small>	7,145	2,488 <small>リットル</small>	6,431	276 <small>リットル</small>	714
灯油	137,868 <small>リットル</small>	343,221	124,081 <small>リットル</small>	308,899	13,787 <small>リットル</small>	34,322
A重油	120,302 <small>リットル</small>	325,974	108,272 <small>リットル</small>	293,377	12,030 <small>リットル</small>	32,597
LPガス	273 <small>リットル</small>	818	246 <small>リットル</small>	736	27 <small>リットル</small>	82
電気	2,061,527 <small>kwh</small>	727,719	1,855,374 <small>kwh</small>	654,947	206,153 <small>kwh</small>	72,772
合計	-	1,457,885	-	1,312,097	-	145,788

(参考) CO₂排出量の推移

年度	co2 排出量 (kg-co2)	備考
平成12年度	2,675,306	H17改訂後
平成18年度	1,514,245	
平成23年度	1,457,885	

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、地中熱等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・計画中の役場庁舎建替え時には、太陽光発電及び地中熱ヒートポンプの導入を検討する。
- ・現在導入済みの町民センター、有島記念館、コミュニティFM局などと同様に、各種公共施設への地中熱ヒートポンプの導入を新設・設備更新時に随時行う。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・高効率照明への買い替えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・ファイリングを徹底する。
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・簡易な文書・資料は片面使用済用紙を使用する。
- ・リサイクル用紙（古紙配合率100%、白色度70%程度）の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・金曜日のノーマイカーデーに加えて、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の暖房は、適正な温度管理や利用状況に応じた管理を行う。

⑦町有林の整備・保全と利用

- ・豊かな森林資源を適正に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図る。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「地球温暖化対策推進委員会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 地球温暖化対策推進委員会

委員長（副町長）を責任者として、副委員長（教育長）、委員（管理職等）で構成し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課等に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は各課における毎月の計画の取組状況の点検を行う。

(3) 事務局

事務局を企画環境課環境エネルギー係に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「地球温暖化対策推進委員会」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、町広報誌、ホームページ等により公表する。